

平成二十年十二月十二日受領
答弁第三一一二号

内閣衆質一七〇第三一二号

平成二十年十二月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりの矛盾等に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省についてのマスコミ報道に対する同省の対応ぶりの矛盾等に関する
質問に対する答弁書

一について

御指摘の「上杉論文」における②については先の答弁書（平成二十年十一月二十一日内閣衆質一七〇第二二八号）の一について等、また、御指摘の「佐藤氏の指摘」については先の答弁書（平成二十年十二月二日内閣衆質一七〇第二六九号）の三について等で累次にわたってお答えしているとおり、御指摘のような事実は確認されていない。

二について

御指摘の決裁書は作成されている。

三について

御指摘のような決裁書の作成は確認されていない。

四について

外務省としては、幹部と考えられる職員に対して確認を行ったところである。

五について

御指摘の「ループル委員会」については、先の答弁書（平成二十年六月二十四日内閣衆質一六九第五四七号）の二から五までについて等で累次にわたってお答えしているとおり、在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書（平成十七年十月十一日提出質問第一四号）が平成十七年十月十一日に提出されて以降、外務省大臣官房において当時在ロシア日本国大使館で勤務していた職員を中心に聞き取り等の調査を行った。また、御指摘の「白紙領収書」については先の答弁書（平成二十年六月十日内閣衆質一六九第四六六号）の一、四から六まで及び八について等で累次にわたってお答えしているとおり、外務省による同行記者団に対する白紙領収書の供与に関する質問主意書（平成十八年四月二十七日提出質問第二四二号）が提出されて以降、外務省大臣官房において当時報道課で勤務していた職員を中心に聞き取り等の調査を行った。

六から八までについて

外務省としては、それぞれの事案を検討の上、適切に判断してきているところである。